

第 7 3 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 3 年 8 月 1 9 日 (木)

午前 1 0 時

と ころ 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

1 令和 3 年 第 3 回 (9 月) 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

(1) 早期議決議案について

(2) 会期案について

8 月 2 4 日 (火) から 9 月 1 4 日 (木) ま だ の 2 2 日 間

議 案 件 名 ・ ・ ・ **資 料 1**

(3) 山陽小野田市議会会議規則の一部改正について ・ ・ ・ **資 料 2**

(4) 議事日程案について ・ ・ ・ **資 料 3**

(5) 陳情・要望書等の取扱いについて ・ ・ ・ **資 料 4**

- ・ 人権侵害に対する救済申立
- ・ 陳情書 (小野田中央青果仲買人組合長高橋泰男の不穏当発言の議会での取り扱いについて)
- ・ 陳情書 (辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情)
- ・ 陳情書 (別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書)
- ・ 陳情書 (児童福祉の環境改善に関する陳情書)
- ・ 貴議会における下記事項の議員提案の要請 (人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること)
- ・ 吉永委員長の委員会運営正常化を求める陳情書
- ・ 公聴特別委員会でのモニター意見への誠意ある回答の要望に関する陳情書

(6) 「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について (依頼)」の取扱いについて ・ ・ ・ **資 料 5**

全国市議会議長会からの要望書等については、申し合わせ事項 2 8 により行う。

(議長会等からの要請による議案の提出者等)

28 議長会、執行部等から意見書案、決議案の議決の要請があったときは、議運で取扱いを協議する。

議運で議案として上程することを決定した場合、その提出者については、全議員一致で行うときは、申し合わせ事項27の例により、そうでないときは、議運の委員長が提出者、その他の議運の委員が賛成者となる。

2 モニター意見について・・・資料6

3 会派について

4 その他

(1) 改選後の初議会の運営について・・・資料7

(2) 全員協議会の開催日 8月24日(火) 午前9時15分 議運決定事項

令和 3 年第 3 回（9 月）定例会議案名

● 市長提出議案：議案 28 件（うち人事案件 4 件、報告 1 件）

○総務文教常任委員会所管（3 件）

- (1) 議案第 69 号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について (税務)
- (2) 議案第 71 号 山陽小野田市立小・中学校条例の一部を改正する条例の制定について (教育総務)
- (3) 議案第 73 号 高千帆小学校普通教室棟整備事業（建築主体・機械設備工事）請負契約の締結について (教育総務)

○民生福祉常任委員会所管（6 件）

- (1) 議案第 58 号 令和 2 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- (2) 議案第 59 号 令和 2 年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について (高齢)
- (3) 議案第 60 号 令和 2 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (国保)
- (4) 議案第 63 号 令和 2 年度山陽小野田市病院事業決算認定について (病院)
- (5) 議案第 68 号 令和 3 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について (病院)
- (6) 議案第 70 号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)

○産業建設常任委員会所管（8 件）

- (1) 議案第 57 号 令和 2 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について (都市)
- (2) 議案第 61 号 令和 2 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について (農林)

- (3) 議案第 6 2 号 令和 2 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について (公営)
- (4) 議案第 6 4 号 令和 2 年度山陽小野田市水道事業決算認定について (水道)
- (5) 議案第 6 5 号 令和 2 年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について (水道)
- (6) 議案第 6 6 号 令和 2 年度山陽小野田市下水道事業決算認定について (下水)
- (7) 議案第 7 4 号 令和 2 年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)
- (8) 議案第 7 5 号 令和 2 年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (水道)

○一般会計予算決算常任委員会所管 (5 件)

- (1) 議案第 5 6 号 令和 2 年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について (財政)
- (2) 議案第 6 7 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 8 回) について (財政)
- (3) 議案第 7 6 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 9 回) について (財政)
- (4) 承認第 6 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 6 回) に関する専決処分について (財政)
- (5) 承認第 7 号 令和 3 年度山陽小野田市一般会計補正予算 (第 7 回) に関する専決処分について (財政)

○山口東京理科大学調査特別委員会所管 (1 件)

- (1) 議案第 7 2 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が徴収する料金の上限の変更の認可について (大学)

○人事案件 (4 件)

- (1) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (2) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (3) 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)
- (4) 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について (人事)

○報告案件（1件）

- (1) 報告第9号 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について (財政)

●行政報告

- (1) 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和2年度決算概要及び令和3年度事業計画概要について (大学)

委員会提出議案第 号

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 月 日提出

提出者 議会運営委員長 長谷川 知 司

山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則
山陽小野田市議会会議規則（平成 17 年山陽小野田市議会規則第 1 号）の一
部を次のように改正する。

第 138 条を次のように改める。

（請願書の記載事項等）

- 第 138 条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者
の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。
- 2 請願者が法人の場合には、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名
又は記名押印をしなければならない。
 - 3 前 2 項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしな
ければならない。
 - 4 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
 - 5 請願者が請願書を撤回しようとするときは、会議の議題となる前において
は議長の許可を、会議の議題となった後においては議会の承認を得なければ
ならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山陽小野田市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(請願書の記載事項等)</u></p> <p><u>第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 請願者が法人の場合には、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。</u></p> <p><u>5 請願者が請願書を撤回しようとするときは、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題となった後においては議会の承認を得なければならない。)</u></p>	<p><u>(請願書の記載事項等)</u></p> <p><u>第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>2 請願者が法人の場合には、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。</u></p> <p><u>4 請願者が請願書を撤回しようとするときは、会議の議題となる前においては議長の許可を、会議の議題となった後においては議会の承認を得なければならない。)</u></p>

ただいま上程されました議案1件について御説明します。

委員会提出議案第 号は、山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

改正の理由は、さきの6月定例会に上程し議決した「山陽小野田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」の改正規定の中で、項の繰下げを誤り、第138条第4項が重複したため、この条を全部改正するものです。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

令和 3 年第 3 回（9 月）定例会議事日程（案）

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
8	24	火	午前 10 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告（行政報告、事務報告） ・報告 1 件を報告及び質疑 ・諮問 4 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決 ・議案 2 3 件を一括上程、提案理由の説明、質疑及び委員会付託 ・委員会提出議案 1 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決
			本会議終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会 ※議案第 6 7 号の審査及び議案第 5 6 号の概要説明
			一般会計委員会 終了後	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・山口東京理科大学調査特別委員会 ・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会
8	25	水	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
8	26	木	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
8	27	金	午前 9 時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会 ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会

8	28	土		休 会	
8	29	日		休 会	
8	30	月	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会 新型コロナウイルス感染症対策分科会
8	31	火		委員会	・予備日
9	1	水	午前9時30分	本会議	・一般質問（人） ・付託案件（議案第67号）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決
9	2	木	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	3	金	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	4	土		休 会	
9	5	日		休 会	
9	6	月	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	7	火	午前9時30分	本会議	・一般質問（人）
9	8	水		休 会	・議事整理日
9	9	木		休 会	・議事整理日
9	10	金	午前10時	委員会	・一般会計予算決算常任委員会
9	11	土		休 会	
9	12	日		休 会	
9	13	月		休 会	・議事整理日
9	14	火	午前10時	本会議	・付託案件に対する委員長報告、質疑、 討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

人権侵害に対する救済申立

菅首相の下で、私ほすべこの自由を奪われたいです。私ほ家に
 いても外出しても周囲を政府の圧力のかかった行為で囲まれたいか
 なる自由な活動もできません。あらゆる国家機関及び民間人は
 圧力に従って行動するのです。私が訴えを提起して裁判所に行
 けば裁判官はいつも圧力に従って指示された通りの判決を書い
 司法権の独立を侵害し、また、医師は圧力に従って入院した父に
 対して栄養食を十分補給せず殺してしまったのです。それで私が殺
 人をした医師に対して告訴をすると、検察庁は「起訴する」と言
 ながら起訴せずその殺人は闇の中に葬られたのです。そして、
 ある政治家は、これからの予定について聞きつけ「四段階ある」と言
 ったのです。その後私がキリスト教の教会に行くと、牧師に
 圧力をかけて宗教上の手段によって二度にわたリ私を殺そうとした
 のです。また、敬言察は私の周囲にいる人に圧力をかけて指示した
 通り行動させ私の周囲を圧力のかかった行為で取り囲み私の



すべきの自由を奪つてゐるのです。そして敬言察は私の住居に無断
 で侵入して多数の物を損傷するのです。また私が齒科医院に
 行くと圧力に従つて抜く必要のない歯を抜いてしまふのです。そしてま
 た私は以前に受けた国家公務員上級試験の法律学の試験
 では一次試験で合格点を取つたにもかかわらず人事院は合格させず、
 司法試験におきよは第一次試験で二度合格点を取り一度は満
 点であつたのに司法試験管理委員会は合格させなかつたのです。
 止むを得ず受けた裁判所上級試験では最高裁判所は私に
 対して他の人と異なる問題を出させることもしたのです。この合格
 点を取つてゐたこと、及び異なる問題があつたことは後になつて私の
 周囲にゐる人に知らされたのです。

また敬言察は、どの鍵でもあけられる器具を使って私が留守を
 すると私の家に自由に出入りして蛇をおいたり、明かりをつけたまま
 にしていたり、本にダニを付着させて読めなくしたりしたい放題して
 いるのです。そして私が使つてゐた銀行の貸金庫の中に入れてゐた

物を一時なくしたり際限のない事をしてゐるのです。また電話を
かけてきて「そろらに用がなくともこちらに用があるのだ」と言つてゐるのです。
このように私が起訴をすれば裁判所に圧力をかけ、告訴をすれば
検察官に圧力をかけるといふようにどんな違法行為をしてもそれを
管轄する官庁に圧力をかけて思うままに動かせばよいとの考えで
した。放題をして法がないのと同じ状況なのです。こうして私に對する
人権侵害は殺人・三権分立制の侵害など日本国にとって重大
な事件を引き起こし続けてゐるのです。

この人権侵害は、防衛省の所轄する防衛文学校における超
心理学の研究のために始められました。この超心理学の研究とは
次の通りです。担当者には私の内心で思考してゐることが分かる
方法があり、それによつて私がこれから行こうとする所を予測して知る
ことができ、私の行く先々に圧力をかけて私の行動を妨害し、私の
周囲を圧力のかかった行為で取り囲むことができるのです。そして
地球の裏側に致るまで遠隔地にゐる人の顔のイメージを浮

かべて話しかけることによつて電話・無線通信によらず声を聞えさ
 せて会話をを行うことができ、また私の思考を常に観察しながら思考
 を操り、笑わせること、泣かせること、怒らせること、好き嫌いなご感情
 を操り、その感情にもとづく表情を操ることもされるのです。さらに
 眠らせないこと、睡眠から自由に目を醒ますさせること、自由な夢を見
 させることも毎晩されるのです。そして自由な回いを嗅かせること、食
 べた物を吐き出させること、心臓を激しく鼓動させること、さらに私
 の目を通して物を見ることもでき、以前に私が持つていた自動車に
 無線操縦装置を取り付けてブレーキを利かさせず自由に運転して
 道路から転落させる事故を起すこともされたのです。また重力
 に反して足を上下前後左右に揺さぶつて悪い足を痛めつけるの
 です。このよちなことが毎日一日中交替で行われているのです。この
 超心理学の研究についてはアメリカ合衆国においても人工衛星と
 地上との通信を通信手段によらずにこの超心理学の手段に
 よつて行う実験がされたことがあることが新聞で報道されています。

しかし、この超心理学の内容が該当する人は限られており、アメリカ合衆国で実験されたことがある宇宙飛行士、財務省の高官、裁判所のエリートなど少数であるのです。

この私に対する人権侵害は、防衛省の制服組、背広組、及び防衛大学校の超心理学の担当者、国際社会に分つていても国民に知られていとも人権侵害を続けさえれば良いとの考えで行なわれ、そして防衛省が国民に負ける訳にはいかないという態度で続けられるのです。このような状況は毒ガスを制衣造し、中国大陸で細菌の人体実験を行った戦前の日本軍と全く変わらないのです。

また、架橋、築堤など難工事の時、神の心を和らげ完成を期するたぐいにえとして生きた人を水底、土中に埋めたことを意味する「人柱を立て」と私の周囲にいる人に言わせて、防衛省は、私を犠牲にして自衛隊の安全を祈願しているのです。

そして、私に対する人権侵害について国会議員が「このようなことは止めましょう」と首相に言い、民間人の偉い人は「主君封じ込め」

と、気が狂ったような悪い事をする人は牢に閉じ込めておけば良
いと言ったのです。

また、日本政府が、世界各国が注目する中で人権侵害を隠
す様子もなく公然と行っているのが、米国の大統領は、人権侵害
が「まる見えだ」と発言し、また文明社会以下で法を守ることも
ない「野蛮人めか」とも言い、そして「この日本の無法国家の様子
を見て米国の議会の議員は「無茶苦茶だ」と言い、そしてまた
別の米国議会の議員は日本政府の人権侵害の様子を見て「占
領し直すか」と発言し、日本を戦後の占領時代と同様に占領
して日本の政治体質を変えろかと言っているのです。また、防衛
のためなら殺人、司法権の独立の侵害、人権侵害など何をして
もよいという事であり、核兵器を持つは使いかねないとの判断で
米国は日本には「核は持たせない」と言っているのです。

このような人権侵害は菅首相も私の行為、思考、及び人権
侵害の状況を記した書面を見て全部知っているのです。しかし

菅首相は人権侵害を止めて頂くように手紙を出しても止めない
のです。これは国際連盟を脱退したり人権無視の政治を
した戦前の日本と同様であり、日本の国会議員が言うよう
に「いつか来た道」であるのです。菅首相は、残忍、悪質、非
道な政治家であると言わねばなりません。

また、菅首相は、社会において望まれないと考えられている価値観
や価値体系に基づく意識や行動様式、生活態度の形成
を目ざす道徳教育を行っているのです。新聞には「国による
道徳の押し付け」になるとか、多様な価値観が要請される
のに「画一的な価値観を押し付ける」と書かれてあり、また道徳
教習は「個人の尊重」「思想良心の自由」「学問の自由」「教
育を受ける権利」をそれぞれ定める憲法一三条、一九条、二三
条、二六条に反すると書かれています。また学校現場は、人権
侵害である道徳教育に戸惑い、道徳の教材を少しずつ
区切って読み、そのたびに意見を話し合う「分断読み」や教材

を最後まで読まず、途中で切つて意見を言ひ合ふ、中断読み
が編み出されていると書かれています。菅首相は、全国の国公立
の小学校・中学校の全部の児童・生徒に対する人権侵害
を行つているのであり、菅首相は、国をゆさかし国を諷ることをし
ているのです。これが菅政治の現実であるのです。

令和二年一月一日 上 居 俊 文

世界各国代表

国際連合人権理事会

英文

2021年6月9日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

山陽小野田市小野田 3929 C-202

陳情者 樋口 晋也

陳情書

小野田中央青果仲買人組合長高橋泰男の不穏当発言の議会での取り扱いについて

陳情内容

- ① 議会に権限のない議事録削除はただちに修正し、正当な議事録とされること
- ② 上記①が実行された場合は私の陳情書の黒塗りを改めて公表すること
- ③ 上記①が実行されない場合はその正当な理由について委員会において審査され、明確な回答を出していただくこと

陳情理由

2021年6月7日の議会運営委員会において参考人の「不穏当発言」について、議会としては本人から「不穏当発言」の取り消しの要請があった場合にのみ削除できることの確認がなされました。さらには、強制力はないが委員長より削除要請の依頼を参考人に求めることができるとの話でした。

この委員会の内容から考えると矛盾点が出てきました。

小野田中央青果仲買人組合長である高橋氏の不穏当発言は本人から削除の要請はありましたが、「不穏当である」との理由ではなく「ご家族への配慮」のためであり、高橋氏本人は「不穏当発言」ということは一切認めておらず取り下げを要請したということです。産業建設中村委員長の折角のご配慮が無下にされたということです。

このことから、上記6月7日の委員会で確認されましたように、たとえ議会が不穏当発言と認定したとしても取り消しはできないと考えます。

以上



令和3年3月22日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

小野田中央青果仲買人組合
組合長 高橋 泰 様

「高橋参考人の不穏当発言の議会対応についての陳情」および
「陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書」について

日々の議会運営へのご尽力に敬意を表します。

昨日の議会運営委員会についてですが、私の発言に対する陳情書が再度提出されたことに驚くとともに、このような陳情が二度も取り上げられたことに非常に残念な思いをもっています。

確かに先日の私の発言については後日取り消しの申し立てを実施しています。

しかし取り消しの理由はご遺族の方への配慮であり、決して虚偽りを申したからではありません。

発言後にご遺族の方ともお話しその発言自体には了承を得ていますし、医学的に100%の関連を明らかにする事は困難ですが、亡くなられた仲買人さんが最後まで市場の行く末を案じておられたことはご遺族も認めておられるところです。

このような陳情で私の提出した陳情書の趣旨や、605名の陳情への賛同署名をしていただいた方々の想いが無駄にならないよう願っています。

議長におかれましては以下の点を参考いただき、今後このような陳情については受け取りをされず、貴重な議会運営の時間を無駄にされることのないようお願いいたします。

1. 陳情の取り上げ方について

一連の陳情には「このような事実があるのでしょうか」「あたかも」等とかかれており、事実関係の調査や裏づけを行った形跡はまったくなく憶測に基づいているものようです。

議会は個人的な感情や自己顕示欲を満足させる場ではありません。

憶測だけで出された陳情はそもそも議会運営委員会で取り上げるべきではないと考えます。

2. 陳情の内容について

陳情の内容は新市場開設者への謝罪文の要求等、本来の議会権限を越える範囲で行われています。

陳情者本人も自身のフェイスブック上でそう述べており、本来議会に求めるべきことではないことを認識した上での陳情と思われる。

議会に於いてはこのような陳情に貴重な時間を割くべきではないと考えます。

最後に

本陳情者は自身のフェイスブック上にて、私の委員会での発言部分映像を切り取り、今回の陳情と共に提示し個人が特定できる状況にした上で、不特定多数が閲覧可能な状態にしていました。

このような行動は私の名誉を毀損する行為であると共に、陳情に賛同して下さった605名の皆様の想いを踏みにじる行為であると考えます。

またこれは今回に限った話ではありません。

本陳情者は度々議会や委員会等の映像を加工し、自身のフェイスブックやYOUTUBE等で他者を誹謗するような内容と共に公開をしています。

本陳情者は議会モニターにも名を連ねておられますが、議会中継の転載や加工は議会事務局の許可の下で行われていることなのでしょうか。

もし無断で議会の様子を転載し他者を貶めるために利用しているのであれば、議会モニターとしての資質にも疑問を持たざるを得ません。

この件についても本意見書をもって併せて調査・回答いただくようお願いいたします。



2021(令和3)年6月18日

議会議長 殿
議会事務局 御中

「新しい提案」実行委員会

責任者 安里 長 従

沖縄県那覇市おもろまち4丁目17番11号1階

098-951-0250 (問合せ先)

全国青年司法書士協議会

会長 阿部 健太郎

東京都新宿区四谷二丁目8番地岡本ビル5階(505号)

03-3359-3513

「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」の提出について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

陳情団体である「新しい提案」実行委員会は、名護市辺野古の新基地建設の中止と、普天間基地の代替施設の必要性や移設先を国民的議論により公正で民主的な解決を求める市民です。同様に陳情団体である全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約2500名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする司法書士の団体です。

沖縄では2019年2月24日に名護市辺野古の新基地建設に伴う埋め立ての賛否を問う県民投票が行われ、埋め立て反対の圧倒的民意が示されたにも関わらず工事が強行されています。

2019年3月には「新しい提案」実行委員会において、同年5月には全国青年司法書士協議会において、全国1700余りの地方議会に標記のとおり陳情を致しました。現在、把握しているだけで、全国で39の議会において意見書の可決、趣旨採択がなされておりますが、まだまだこの問題が全国の問題であるとの認識を持ち標記のとおり意見を国に声を届ける地方議会は少ないのが現状です。したがって、今回再度全国1700余りの地方議会に標記のとおり陳情を致します。

つきましては下記送付物一覧のとおり陳情書一式を提出致します。なお、遠方のため郵送で提出することをご容赦下さい。また、趣旨説明(意見陳述、補足説明等)の機会についても前述のとおり全国の地方議会に提出していること、そしてコロナ禍の状況におきましては、そのすべてに対応することは困難かも知れませんが、この問題は沖縄の問題ではなく日本全体の問題であるとの認識のもと、本陳情書を配布止まり等ではなく、貴議会での審議・採択に向けてご尽力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

(送付物一覧)

本送付状1枚・意見書採択を求める陳情書3枚・意見書案2枚・参考資料2枚



2021年6月18日

「新しい提案」実行委員会
責任者 安里 長 従
沖縄県那覇市おもろまち4丁目17番11号1階
098-951-0250 (問合せ先)

全国青年司法書士協議会
会長 阿部 健 太 郎
東京都新宿区四谷二丁目8番地岡本ビル5階(505号)
03-3359-3513

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

(陳情の要旨)

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国すべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。
を議会において採択し、その旨の意見書を、地方自治法第99条の規定により、国及び衆議院・参議院に提出されたい。

(陳情の趣旨)

1. 不合理に区分された「本土の民意」と「沖縄の民意」
辺野古新基地建設の問題は、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等・差別の禁止の各理念からして看過することができない重大な問題である。
2019年2月、沖縄県による辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示した。わが国が真に民主主義国家であるならば、沖縄の人たちが直接民意を示したその結果が尊重され、状況は改善されているはずだが、県民投票から2年が経過したにもかかわらず、名護市辺野古において、現在もなお工事が強行され、さらには、そ



の埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を使用することが予定されていることに、沖縄県議会や県内市町村議会をはじめ多くの県民が抗議を行っている。

安倍晋三前首相が2018年2月衆議院予算委員会において普天間基地の代替施設が同じ沖縄の辺野古に決定した理由を問われ、「移設先となる本土の理解が得られない」と述べたように、安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いである。

日米安保条約に基づき米軍への基地の提供が必要であるとしても、それは本土・日本国民が全体で負担すべきでものであり、歴史的・構造的に過剰な負担が強いられ続ける沖縄の声を無視し、「本土の理解が得られないから」と新基地建設を強行することは沖縄に対する差別である。

国家の安全保障に関わる重要事項だというのであれば、なおのこと、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄が直接示した声に耳を傾け、上記陳述の要旨のとおり、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決をはかることが求められている。

2. 憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条違反

名護市辺野古に新基地を建設する国内法的根拠としては、内閣による閣議決定（2006年5月30日及び2010年5月28日）があるのみである。

憲法 41 条は、「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。」と定め、「国政の重要事項」については国会が法律で決めなければならないとする。次に、憲法 92 条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とし、地方公共団体の自治権をどのように制限するかは法律で規定されなければならないとする。そして憲法 95 条は、「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」と定める。

安倍晋三前首相は2015年4月8日参議院予算委員会で「辺野古問題は国政の重要事項にあたる」と答弁し、2016年9月16日の福岡高裁那覇支部判決は、辺野古新基地建設が「自治権の制限」を伴うことを認めている。そうだとすると、閣議決定のみで決定され、強行されている辺野古米軍基地建設は、憲法 41 条、憲法 92 条、憲法 95 条に反する。

3. SACO（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還はSACO（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。SACO設置の経緯について防衛省は公式に次のように説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えの下、（中略）在日米軍施設・区域の整理・統合・縮小に向けて一層の努力を払う」（防衛省HP「SACO設置などの経緯」参照）。しかしながら、1996年12月のSACO最終報告では、普天間基地の代替施設と称して同じ沖縄県内に新基地を建設するものとされたことは、SACO設置時の基本理念に違反している。

4. 民主主義の二つの原則に反する

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の保障も責務とされている。

つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の保障」という二つの原則からなり、これらは民主主義国家の基盤を支える一対の柱である。多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧の手段ではないからである。

なお、国政選挙において日米安保破棄等を明確に争点として掲げ、多数の信任を得ることを求めずに「沖縄に要らないものは全国のどこにも要らない」と頑なに主張することは、公共の課題である安全保障政策について多数決を尊重せず、かつ結果的に「本土の理解が得られない」から「辺野古が唯一」という政府の理由を補完することになる。とすれば、かかる主張もまた、先に述べた民主主義の二つの原則に反するものである。

普天間基地の返還が25年以上もかけ「なぜ1ミリも進まないのか」という問いに対する答えは、政府のみならず全国の地方自治体も日本国民も、この民主主義の実践から逃げてきたからということにほかならない。

5. 法の下での平等及び差別の禁止違反、幸福追求権、平和的生存権の侵害

沖縄の人たちは憲法13条が保障する幸福追求権などの基本的権利から遠く、憲法前文等が保障する平和的生存権さえ脅かされ続けている。このことは、1945年の本土防衛と位置づけられた沖縄戦、1952年のサンフランシスコ講和条約での沖縄の施政権の切り離し、同時期における本土からの沖縄への米軍基地の移転、1972年の日本復帰後も変わらぬ過重な米軍基地負担という歴史的経緯、度重なる米軍及び米軍属による事件・事故などからも明らかである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げており、特に人種差別撤廃委員会は、2010年、「沖縄における軍事基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別に関する特別報告者の分析を改めて表明する。」との見解を示している。

少なくとも、1996年4月、当時の橋本総理大臣とモンデール駐日大使が「今後5年ないし7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する」との発表をした際、代替施設が必要だというのなら、前記SACO設置時の基本理念に基づき、沖縄以外の全国の自治体が等しく候補地となり公正かつ民主的に解決すべきであった。しかし、政府は、専ら「本土の理解が得られない」という不合理な理由により、「辺野古が唯一」と繰り返し、同じ沖縄の辺野古に新基地の建設を強行している。これは憲法が保障する法の下での平等及び差別の禁止に反し、沖縄の人たちの幸福追求権や平和的生存権を侵害している。

6. 求められているのは、憲法に基づいた公正かつ民主的な解決

以上のとおり日本国民及び全国の地方自治体は、憲法前文で「わが国全土にわたつて」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なくもたらされるため、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を国に求める責任がある。

沖縄の県民投票における民意を尊重せず、一方で「本土の理解が得られないから」という不合理な理由に基づき決定され、強行されている沖縄県内への新たな基地建設は憲法が禁止する差別であり、これを許すべきではなく、工事はただちに中止すべきである。

次に、安全保障の議論は日本全体の問題であり、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、国民全体で議論すべき問題である。そして最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が最終的に責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。

そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的に解決すべきである。

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書（案）

憲法前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し」とある。ところが、自由の平等が保障されないまま、米軍基地建設が強行されている場所がある。沖縄である。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示してから2年以上が経過したにもかかわらず、工事は強行され、さらには、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部からの採取した土砂を使用することが予定されていることは民意のみならず、戦没者への敬意を失することにもなり、許されるべきではない。

普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

しかしながら、普天間基地の代替施設が、「本土の理解が得られないから」という不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

憲法が「わが国全土にわたつて」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決をおこなう必要がある。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、仮に日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は中止すべきである。

安全保障の議論は日本全体の問題である。すなわち、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、当事者意識をもった国民的議論により決すべきであり、最終的には国権の代表機関たる国会で、国が最終的に責任を負う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条等の規定に基づき、下記3のとおり公正かつ民主的に解決することが求められる。

よって、〇〇議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄以外の全国のすべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇 〇 〇 議 会

(提出先)

衆議院議長	〇〇〇〇	様
参議院議長	〇〇〇〇	様
内閣総理大臣	〇〇〇〇	様
内閣官房長官	〇〇〇〇	様
外務大臣	〇〇〇〇	様
防衛大臣	〇〇〇〇	様
国土交通大臣	〇〇〇〇	様
総務大臣	〇〇〇〇	様
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)	〇〇〇〇	様

} 宛て

軍事的理由ではなく政治的理由



シュワブ沖以外に候補地を求めることは必ず「本土」の反対勢力が組織的に住民運動を起こす事が予想される。

梶山静六・元官房長官(書簡)

(1998 下河辺淳・元国土庁事務次官に宛てた直筆書簡)



総論賛成・各論反対で、沖縄県の負担を軽減するのはみんな賛成だが、どこに持っていかとなると、みんな反対する。賛成なんてだれもいない。平和と安全の恩恵と、それに見合う負担をどこが負うかだ

小泉純一郎元首相

(2005.11.11 全国知事会議、稲嶺沖縄県知事の意見表明を受けての発言)



「選挙中も言ったが、最終的に県外移設というゴールにおいて、党本部と沖縄県連に齟齬(そご)はない。」「日本全体で負うべき(負担)を沖縄に押しつけていないか。普天間が今のままというワーストを、ステップをふみながら解消しないとイケない。」「辺野古移設はベストでなくワースト(より悪い)。県民の理解なくして済むものではない。」

石破 茂
元自民党幹事長
元防衛大臣

(2012.12.17 朝日新聞 自民党幹事長当時の同月16日記者会見発言)



西日本のどこかであれば海兵隊は機能するが政治的に許容できるところが沖縄しかない。

森本敏・元防衛大臣

(2012.12.25 閣議後会見)



沖縄の米軍基地は「分散しようと思えば九州でも分散できる、理解してくれる自治体があれば移転できるが、米軍反対とかいうところが多くてできない。」

中谷元・元防衛大臣

(2014.12.24 防衛大臣就任会見)

沖縄基地は中国に距離が近すぎるため、対中国では地理的優位性はなく、むしろ脆弱だ。沖縄の人々の支持が得られないなら、米政府は辺野古移設を再検討すべきだ。

(2015.4.2 琉球新報・インタビュー発言)



ジョセフ・ナイ元国防次官補

日本政府が別のアイデアを持ってくれば、私たちは間違いなく耳を傾ける。

(2015.4.13 時事通信・インタビュー発言)



リチャード・アーミテージ元務副長官



沖縄は中国のミサイル射程内に軍事拠点が集中しており非常に脆弱だ。ピンポイントで沖縄でなくてはならない軍事的合理性はない。

柳沢協二・元内閣官房副長官補

(2015.5.10 産経新聞(討論)『在沖縄米海兵隊は抑止力が否か』における発言)

軍事的理由ではなく政治的理由

我々は沖縄とは言っていない。日本政府が別の場所に配置すると決めれば、私たちの政府はそれを受け入れるだろう。



(2015.11.8 琉球新報・インタビュー発言)

ウォルター・モンデル元駐日大使

移転先を決めるのは日本政府。我々の視点から言えば、日本のどこであっても良かった。日本側は沖縄県外の移設にとても消極的だった。これは政治的経済的な問題であり、主に日本人や、日本の政府にとっての問題です。



(2017.11.18 NHK・ETV特集「ペリーの告白～元米国防長官・沖縄への旅～」インタビュー発言)

ウィリアム・ペリー元国防長官



日米間の調整が難航したり、移設先となる本土の理解が得られないなど、さまざまな事情で目に見える成果が出なかったのが事実だ

安倍晋三・前首相

(2018.2.2 衆議院予算委員会における発言)



イージス・アシュアでミサイル攻撃を防ぐとか、あんな風になると沖縄の辺野古でも普天間でもそういうところに基地がいるのか。いらぬのか。そういう議論をしなくても安保は昔と違ってきている。..あんな広い飛行場もいらぬ。

久間章夫・元防衛大臣

(2018.2.8 琉球新報・インタビュー発言)



そもそも普天間飛行場の代替施設の移設について、移設地域のスタンスは、どこも受け入れるところがなく、知事からの要請もあり、普天間の危険性を除去するために、やむを得ないと総合判断のもと、苦渋の選択で容認した経緯がある

沖縄・自民党

(2019.1.24 辺野古県民投票における選択肢を検討する与野党代表者会議・提出資料)

海兵隊は、自衛隊との共同訓練もできる日本本土での訓練を好んでおり、移転先としても望んでいた。」「日本政府はまったく耳を傾けなかった。配備先を決めるのは日本政府である以上、それが政治的現実だった。



(2019.5.6 沖縄タイムス 同紙取材に対する発言)

米國務長官首席補佐官
ローレンス・ウィルカーソン

移設先の判断については日本政府に従わなければなりません。選択肢はありません。日本政府に解決策を押し付けることはできません。移設先は日本政府が確実に約束できる場所でなければなりません。忘れていけないのは我々が合意した相手は日本政府、つまり外務省と防衛相です。その合意を取り付ける責任は100%日本にあります。米国に責任はないのです。



(2019.9.21 NHK ETV特集「辺野古 基地に翻弄された戦後」)

ローレス元国防副次官



屋良議員「防衛白書に『沖縄の地理的優位性とは米本国、ハワイ、グアムと比較し東アジアに距離が近いこと』とあるが、その比較なら日本列島どこでも同じでは？」
防衛省「他県も同じ。」

防衛省回答

(2020.6.18 沖縄等米軍基地問題議員懇談会野党議員ヒアリングにおける屋良朝博衆議院議員の質問に対する回答))



APCJ

全国の児童相談所が行う
子どもに対する人権侵害を阻止する会
Associations to Prevent human rights violations against Children
conducted by child guidance centers of Japan



陳 情 書

山陽小野田市議会議員 小野泰祥

令和3年7月9日

全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会
広島県広島市東区尾長東 3-15-17
代表 江邑幸一（広島県庁職員）
090-1331-9464
wbi8c8z8@js7.so-net.ne.jp
<http://www1.odn.ne.jp/childabuse/index.html>

別居・離婚後の共同親権及び共同養育の法整備に関する陳情書

<要 旨>

法整備に際し、法制審議会が立ち上げられましたが、国内外から指摘されている現状の問題についての議論がされておりませんので、「子どもの最善の利益」を実現し共同親権にするための、国の関係機関に共同親権の意見書を提出することを要望します。

<理 由>

我が国では、夫婦の3組に1組が離婚しており、離婚家庭の未成年者数は21万人（厚生労働省人口動態統計）であり、そのうちの約7割にあたる15万人が片方の親に会えていません。その理由の一つに、先進国において我が国のみが採用している単独親権制度であるが故に、別居・離婚に伴う子どもの親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子どもの連れ去り」別居やDV支援措置法を悪用した虚偽DVなどによる「親子引き離し」が後を絶ちません。

不当に子どもを連れ去られた一方の親は、不当に子どもを連れ去られ、継続性の原則の下、親権・監護権を奪われ、養育費は支払っているものの、面会交流が認められず、愛する我が子と全くの断絶状態となってしまいます。このような親が多数存在し、その苦しさの余り自殺する親も相次いでいるのが現状です。

一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国などでは誘拐や児童虐待に該当し、刑事事件として扱われるのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ家庭裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始めこれを継続している事態を法的に追認していることから生じています。

このような状況から、国内外からも以下のような問題が提起されているにも関わらず、法整備に際し、現段階では議論されておりません。

・2014年1月にハーグ条約を締結、批准したにも関わらず不履行であり、このことは拉致被害国でもある日本が、「ハーグ条約不履行国」「子どもの拉致国家」として国外から非難されています。

・2019年2月、国連子どもの権利委員会は「共同親権を認める為に、離婚後の親子関係に関する法律を改正すること」等の勧告を日本政府に行いました。

・2020年6月25日に自由民主党政務調査会司法制度調査会において「子の連れ去りの問題について、欧州諸国等から非難されている」こと、「日本では離婚を巡って夫婦間で子どもの連れ去りが起きたり、子と別居親の関係が遮断されるケースが少なくない。」と報告されました。

・2020年7月8日に欧州連合（EU）議会本会議において、子の連れ去りが日本国内におい

て追認されていることを非難し、それを禁止する法改正を要請する決議が可決されました。

日本の宝でもある、未来ある子どもたちにとって、両親からの愛情と養育を安定して受けることは最大の利益であり権利です。連れ去り、引き離しと言う人権侵害に真摯に向き合い、世界標準となる法改正の実現が、子どもたちの健全な発達に資すること、ひいては国の繁栄、国内だけでなく国際問題の解決につながります。このことから、以下の7点を盛り込んだ確実な法整備を求めます。

- 1 別居・離婚後の共同養育・共同親権制度への民法改正
子どもの最善の養育環境を整え、両親の子育て責任を明確化すること。
- 2 子どもの連れ去りの禁止
同意なく子どもを連れ去った場合には、子どもを速やかに元の場所に戻し、子どもの養育について話し合うこと。子どもを速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。
- 3 フレンドリーペアレントルール（友好親原則）の導入
主たる養育親の決定はフレンドリーペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールによるものとする。
- 4 面会交流の取り決めについて
離婚家庭の貧困化対策として、養育費の取り決めに合わせて、子どもと離れて暮らす親に年間100日以上 の 面会・養育を義務化すること。
- 5 DV法の運用改善
法を悪用しないよう、行政が安易に受理するのではなく、警察の捜査を義務づけ証拠主義とする。親権・監護権を目的とした主張、親子引き離しを目的とした「ねつ造DV」は作為的な行為であることを認定し、罰則を強化すること。
DV法の相談が警察にある場合は、子どもを児童相談所が一時的に保護し、警察が捜査し、事実が確認できれば、警察での相談を受理し、市役所・町でDV法の届け出を受理し、子どもを相談者に引き渡す。警察が捜査し、事実が確認できなければ、警察での相談を不受理し、市役所・町でDV法の届け出を不受理し、子どもを元の場所に引き渡すこと。
- 6 児童相談所の単独親権問題について
親権をもっている親に問題があっても児童相談所は、親権のない親に親権の変更審判などしないため、親権のない親やその祖父母についても常に調査し、子どもに最大限の利益になるよう行動（親権の変更審判など）をすること。
- 7 特別養子縁組について
外国人に特別養子縁組を禁止すること。
特別養子縁組後18才まで生存確認や子どもの特別養子縁組の継続の意志の確認をすること。
特別養子縁組した子どもの戸籍は実父・実母の氏名が削除されて氏名がありません。養親に問題があっても逃げることができなくなる。
特別養子縁組した子どもであっても、実父・実母はたった一人の父母であるため氏名を削除しないこと。
親権者がどんな親であったとしても、親権者や子どもが自ら養子縁組し、受け取れば、特別養子縁組ができない法律にしてください。子どもが合法的に売買されてしまいます。



全国の児童相談所が行う

子どもに対する人権侵害を阻止する会

Associations to Prevent human rights violations against Children
conducted by child guidance centers of Japan



陳 情 書

山陽小野田市議会議員 小野泰平

令和3年7月9日

全国の児童相談所が行う子どもに対する人権侵害を阻止する会

広島県広島市東区尾長東 3-15-17

代表 江邑幸一 (広島県庁職員)

090-1331-9464

wbi8c8z8@js7.so-net.ne.jp

<http://www1.odn.ne.jp/childabuse/index.html>

児童福祉の環境改善に関する陳情書

〈要 旨〉

今世の中は、児童虐待殺人事件を阻止し、児童虐待阻止強化が強く求められています。

我が団体も同じ気持ちで活動を行っています。

児童虐待阻止の強化が今後必要です。

児童相談所の対応、市町村の対応について、児童の人権について、児童の福祉との名目により、また、児童の自殺について児童相談所が取り組まれていることが非常に残念です。

下記の内容について、1か月以内に改善し文書にて回答していただきたい。

〈理 由〉

- 1 児童相談所が1年間に相談を受け、生存確認する人数は、18才までの児童の人口の1%であり、残りの99%の児童の生存確認は一切されず、その対応を、全く厚生労働省を含め検討されていないことが問題。189通報では、児童虐待を阻止できないことがわかる。
- 2 「虐待」の定義が著しく抽象的であり、職員の主観であるが、「虐待」の定義が児相の恣意に委ねられており行政裁量となっている為、職員の判断のみで「虐待」に仕立て上げられる可能性がある。虐待したのかの判断は全て児童相談所等の自治体任せである。虐待を決定した責任の所在が曖昧になっている。
公務員の義務と規定されている。
- 3 一時保護解除後は、精神的サポートも含め全くサポートされていない状況である。
- 4 緊急保護前にサポートも調査もしないで、どうして緊急保護ができるのでしょうか。
- 5 施設では、当該児童の個人自由活動を禁止されており、また購入できるものはない。
児童の通帳の監査体制が全く無い。犯罪の温床にもなる。
- 6 DV法の運用の改善について
親権・監護権を目的とした主張、親子引き離しを目的とした「ねつ造DV」は作為的な行為であることがある。
- 7 養親に問題があっても逃げることができなくなる。
特別養子縁組した児童であっても、実父・実母はたった一人の父母である。
親権者がどんな親であったとしても、親権者や児童が自ら養子縁組を希望しなければ、特別養子縁組ができない法律にしてください。児童が合法的に売買されてしまいます。

8市町が児相を管轄する部署の下請け作業員となり、児相の業務を市町が請け負うことになり、福岡県の事件のように町が40数回面談しても体重が半分でも異常無しと判断し殺人を招いてしまう。

9 2021/03/23の記事 養子あっせん300人の半数超、養親が外国籍…「原則国内」反故で多数の子供が海外へ 特別養子縁組をあっせんする民間団体「ベビーライフ」(東京)が昨年7月に突然事業を停止した問題で、団体が2012~18年度にあっせんした約300人のうち、半数超の養親が外国籍だったことがわかった。都によると、12年度からの7年間にベビーライフが手がけたあっせんの総数は307人。これまで298人としてきたが、精査の結果、9人増えた。このうち、174人の養親の国籍が外国で、内訳は米国68人、カナダ106人だった。

日本の宝である、未来ある児童たちにとって、児童たちの健全な発達に資すること、子どもの権利条約や児童の人権を守るために、以下の9点を盛り込んだ確実な実施を求めます。

- 市長・各支所長・各議員等にお会いして、児童相談所の実態を説明させていただきたい。
- 1 学校で行われる自殺願望・いじめ関係のアンケートに、「児童虐待を受けていますか。」と追加すること。(緊急度2)
- 2 刑事訴訟法 第二百三十九条2に基づき児童虐待があると思料するときはもれなく告発すること。(緊急度3)
- 3 一時保護を解除されたとき、又は当該児童が一時的に帰宅するときは、虐待を繰り返す可能性があるため、児童相談所とは別に、18才まで当該児童の家庭を毎月訪問することにより当該児童の安全と意見の確認を行ってください。
- 4 児童相談所は保護前には、保護者・児童の精神的サポートや調査を一切しない。保護後も保護者の精神的サポートはしないため、保護者や児童の保護前・保護中・保護後に精神的サポートをすること。
- 5 児童相談所や施設が当該児童の個人通帳を管理する意味があるのか。必要があるのか(貯金だけが目的は目的でない)。親に出入金の内訳を回答もされないため、個人通帳の管理を止めること。を児童相談所がある長に陳情している状況です。児童相談所・保護施設等に児童の通帳がある場合は、児童手当・児童手当を直接児童の通帳に送金すること。
- 6 DV法の運用の改善について、法を悪用されることがあるため、行政が安易に受理するのではなく、警察の捜査を義務づけ証拠主義とすること。
DV法の相談が警察にある場合は、児童を児童相談所が一時的に保護し、警察が捜査し、事実が確認できれば、警察での相談を受理し、市役所・町でDV法の届け出を受理し、児童を相談者に引き渡す。警察が捜査し、事実が確認できなければ、警察での相談を不受理し、市役所・町でDV法の届け出を不受理し、児童を元の場所に引き渡すこと。
- 7 特別養子縁組した児童の戸籍は実父・実母の氏名が削除されない運用にすること。(緊急度4)
- 8-1 要保護児童対策地域協議会は、当事者児童(代弁者の弁護士)・警察・関わっている学校や保育所・関わっている病院等必ず会員に加入させ、児童にとっての最善策をとること。
- 8-2 要保護児童対策地域協議会は、双方(児相や市町村等)が管理する児童をもれなく報告し、何らかの行動は必ず児童を管理している所属が必ず実施すること。
- 9 養子縁組のあっせんは「国内が原則」とされるが、東京都は大半の養親が国外在住とみており、多数の子供が海外に渡っていた可能性がある。特別養子縁組は国内のみとし、成人までの生存の追跡調査を至急すること。(緊急度1)

2021年7月7日

各議会 議長様

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」

代表 具志堅隆松

住所 沖縄県那覇市泊1-28-3

電話 090-3796-3132

件 貴議会における下記事項の議員提案の要請

要請内容

人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること

要請の背景

沖縄で進められている辺野古新基地建設の海域埋め立ての為、沖縄防衛局は土砂を沖縄本島南部からも採取しようとしています。南部地域は去る沖縄戦で多くの将兵・住民が戦火に倒れ、未だに遺骨も埋もれている地域です。現に私たちボランティアが遺骨を発掘していた最中の沖縄戦跡国定公園内の遺骨発見現場も採石場の予定地となってしまいました。

国のために尽くした犠牲者の骨や血のしみ込んだ土砂を埋め立てに使うなどあってはならないことです。戦没者への冒瀆です。ご遺族に説明のつく事ではありません。何故なら戦後に戦没者のご遺族の元に遺骨の代わりに届いた「御霊石」は戦没地の土砂と言われています。その「御霊石」を埋め立てに使うのは、国が先に行った遺族に対する慰霊行為を自ら否定することです。

南部地域の戦没者遺骨の特徴は砲撃などによる破碎骨が多く、さらに76年の歳月の経過で風化が進み、採取不可能な小さな骨は土と化しているのが現状です。

今回の「埋め立て用土砂採取計画」の撤回要請は基地の建設に賛成か反対かではなく単純に人道上の問題です。沖縄戦で亡くなった77,458名の日本兵は全国から沖縄に派兵された青年たちです。このことは沖縄だけの問題ではありません。全国の問題です。貴議会においても議員の皆様の提案により戦没者の尊厳を守るべく意志を示していただくことを要請します。

添付資料

1. 「平和の礎」出身地別刻銘者総数（2021年6月18日）
2. 沖縄県議会議決意見書（全会一致、2021年3月15日）



添付資料 1

「平和の礎」刻銘者数（令和3年6月現在）

出身地別刻銘者総数

出身地		令和2年度 刻銘者総数	令和3年度		令和3年度 刻銘者総数
			追加刻銘者数	削除者数 (※二重刻銘)	
日本	沖縄県	149,547	38	1	149,584
	県外都道府県	77,456	3	1	77,458
外国	米国 (U.S.A)	14,010			14,010
	英国 (U.K)	82			82
	台湾	34			34
	北朝鮮	82			82
	大韓民国	382			382
合計		241,593	41	2	241,632

沖縄県以外の各都道府県刻銘者総数

都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数	都道府県	R3追加 刻銘者数	R3追加刻銘後の 刻銘者総数
北海道		10,806	滋賀県		1,691
青森県		565	京都府		2,546
岩手県		685	大阪府		2,339
宮城県		637	兵庫県		3,202
秋田県		485	奈良県		591
山形県		866	和歌山県		916

都道府県	R 3 追加 刻銘者数	R 3 追加刻銘後の 刻銘者総数	都道府県	R 3 追加 刻銘者数	R 3 追加刻銘後の 刻銘者総数
福島県		1,014	鳥取県		553
茨城県		755	島根県		745
栃木県		696	岡山県		1,838
群馬県		881	広島県		1,352
埼玉県		1,138	山口県		1,208
千葉県		1,622	徳島県		1,285
東京都	2	3,521	香川県		1,393
神奈川県		1,334	愛媛県		2,090
新潟県		1,235	高知県		1,008
富山県		876	福岡県		4,030
石川県		1,072	佐賀県		1,031
福井県		1,184	長崎県	1	1,601
山梨県		551	熊本県		1,975
長野県		1,376	大分県		1,491
岐阜県		1,075	宮崎県		1,854
静岡県		1,715	鹿児島県		2,929
愛知県		2,973			
三重県		2,728	合計	3	77,458

(沖縄県ホームページから)

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書（案）

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって本県議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年4月 日

沖縄県議会

衆議院議長	} 宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
外務大臣	
厚生労働大臣	
国土交通大臣	
環境大臣	
防衛大臣	
沖縄及び北方対策担当大臣	

令和3年7月20日

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

山陽小野田市小野田 3929C-202
樋口 晋也

吉永委員長の委員会運営正常化を求める陳情書

陳情内容

7月8日開催広聴特別委員会での6月10日付けモニター意見の「5. 今年度6月定例会一般質問で吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました。これは一般質問のあり方としてふさわしいのか教えてください。委員会中のことを委員長でもない、いち委員がしかも本会議場の一般質問でする内容とは思えません。」についての審査で担当委員会を広聴委員会としたことの取り消し。及び本件についての担当委員会を議会運営委員会とすること。

陳情理由

モニターは一般質問のあり方を聞いておりそのことはまさに議会運営に関わることで、吉永委員長は自分のことが意見として出たために、これを少しでも内々に収めたいからか、「議会運営委員会が担当では」との委員からの意見を無視し、自ら広聴委員会でやっても良いとの発言で委員を誘導し担当を広聴委員会とした。その一連の流れについては委員会議事録を見れば一目瞭然であり、公正中立な運営を行うべき委員長としての立場を超え議会運営のルールを逸脱しているために正常化が必要であると考えため。

以上



令和3年8月4日

山陽小野田市議会

議長 小野 泰 様

小野田 3929C-207

樋口晋也

公聴特別委員会でのモニター意見への誠意ある回答の要望に関する陳情書

陳情内容

7月30日の公聴特別委員会において令和3年6月10日付けモニター意見についての審査で、「今年度6月定例会一般質問で吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました。これは一般質問のあり方としてふさわしいのか教えてください。委員会中のことを委員長でもない、いち委員がしかも本会議場の一般質問でする内容とは思えません。」の意見に対しての回答が「取上げて議論すべき問題ではないと考えます。」とのことでしたが、この回答の取り下げと誠意ある回答を出すこと。

陳情理由

このモニター意見は吉永議員の一般質問が相応しいものなのかを問い、このことを通して一般質問の在り方について聞いています。しかしこの回答は質問に答えておりません。特に回答には「議論すべき問題」との表現がありますが、モニターの意見であり「問題」を取り上げてほしいという要望ではないにもかかわらず「問題ではない」と「一般質問の在り方」を問う質問に対して論点をすり替える誠意のない回答であると感じています。更にこの問題は根が深く、議員同士の付度や配慮があるのではないのでしょうか。ここに「議員」と「議会人」の違いが出なければならないものだと考えており、切磋琢磨する議会であってほしいと考えているため。

以上



全議 K 第 8 号
令和 3 年 7 月 1 6 日

市区議会議長 各位

全国市議会議長会
会長 清水 富雄
(横浜市会議長)

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書の提出について (依頼)

平素より本会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、地方財政は巨額の財源不足が続き、加えて、昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和 4 年度においても厳しい財政運営を余儀なくされるものと予想されます。その中で、地方自治体は環境問題など新たな財政需要にも対応していく必要があります。

このため、5 月 2 6 日の第 9 7 回定期総会 (書面開催) において、令和 4 年度一般税源総額の確保や、固定資産税 (土地) に係る特別措置の期限を延長しないことなどを主な要望事項とする「ポストコロナ禍を展望した地方行財政の充実に関する決議」をご決定いただきました。また、7 月 7 日開催の第 1 5 5 回地方財政委員会でも、固定資産税 (償却資産) や自動車税等の特例措置の更なる延長をしないことなどを重点要望事項として議決いただきました。

現在、本会においては、これら決議等を踏まえ、令和 4 年度予算概算要求及び税制改正に向け、正副会長や各委員会で国に対する要望活動を展開し、また、市区議会におかれましてもそれぞれ要望活動をいただいております。

これまでの活動によりますと、今後、関係省庁・業界から固定資産税 (土地) の特別措置の延長を求めるなど本会の要望に沿わない動きが生じることも否定できないところであります。

つきましては、各市区議会におかれては、こうした状況をご理解いただき、9 月定例会において、別添意見書 (案) を参考に「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書」を議決の上、国会・関係行政庁に提出していただくとともに、地元選出国會議員に対し要望するなど積極的なご対応をお願いいたします。

なお、別添の意見書 (案) に掲げている要望事項は、いずれも先の定期総会や地方財政委員会でご了承をいただいた事項であります。



連絡先 全国市議会議長会
政務第一部 伊藤
TEL. 03-3262-5235

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し 地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長 〇〇 〇〇

衆議院議長	〇〇	〇〇	殿
参議院議長	〇〇	〇〇	殿
内閣総理大臣	〇〇	〇〇	殿
内閣官房長官	〇〇	〇〇	殿
総務大臣	〇〇	〇〇	殿
財務大臣	〇〇	〇〇	殿
経済産業大臣	〇〇	〇〇	殿
経済再生担当大臣	〇〇	〇〇	殿

意見書（案）の各項目について

1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

「実質的に同水準を確保する」とされているが、一方で、社会保障関係経費が毎年度増加することが見込まれている。同水準の確保では、増加する社会保障関係経費分を他の経費の削減分で充てることとなる。

2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了するこ

償却資産に係る固定資産税額は、全国で約1兆7,556億円（令和元年度決算額）である。経済界は、従来、償却資産に対する課税の廃止を求めており、延長が繰り返されると、制度の廃止につながりかねない。

設備投資など経済対策として講じる措置は、本来国庫補助金など国の責任において対応すべきものであり、地方税、ましてや市町村の極めて重要な基幹税である固定資産税の軽減をもって充てるべきものではない。

3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

土地に係る固定資産税は、3年に1度、確実に、評価替えと負担調整措置を行うことを前提として成り立つ市町村の極めて重要な基幹税である（令和元年度決算額は全国で約3兆4,853億円）。

特別な措置により、地価の上昇により固定資産税が増額した者のみが、本来納めるべき税額より少ない税額を納めることとなる。このような特例は公平性の観点からも極めて問題があり、その繰り返しは固定資産税に対する住民の信頼を失うことになりかねない。

4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

この措置は、消費税率引上げに伴い、税率引上げ前後の車の需要の平準化を図るために設けられた。新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により延長され、令和3年度税制改正により、再延長された。

地方の減収額が全額国費により補填される特例措置とはいえ、臨時的軽減が繰り返されることは特例が恒久化し、更には両税の縮小や廃止につながりかねない。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

2050年温室効果ガス排出実質ゼロを達成するため、地方自治体に期待される役割は一層高まり、責任も重くなる。国からの補助金・交付金などにとどまらず、地方自治体が地域の実情に応じ、裁量をもって必要な対策を柔軟に進めることができる一般財源が不可欠となる。

炭素に係る税として、炭素税（仮称）を創設する場合、または既存の地球温暖化対策のための税（国税）の拡充をする場合には、地方税または地方譲与税として地方に税源配分を求めるものである。

【総会決議関係項目抜粋】

ポストコロナ禍を展望した地方行財政の充実に関する決議

1 地方税財政の充実

コロナ禍による厳しい経済局面が続き、令和4年度においても地方税の減収など大幅な財源不足が見込まれる地方財政状況を踏まえ、「基盤強化期間」(2019年度～2021年度)後の地方財政のあり方を明らかにすること。その際、コロナ禍によって顕在化・加速化した地方行財政に係る諸問題について丁寧な検証を行い、その評価結果を今後の対策に確実に反映すること。

(1) 地方税の充実確保等

- ① 土地に係る固定資産税について、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとする。

(2) 令和4年度一般財源総額の確保

コロナ禍の長期化によって地域経済の低迷が続き、地方財政の大幅な財源不足が懸念されるため、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実を図ること。

地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能を堅持すること。

地方の大幅な財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債が累増することがないように、その発行を可能な限り縮小すること。

(3) 地球温暖化対策への対応

2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロとする目標を達成するため、地方自治体は、住民への普及啓発、省エネ機器の普及助成、再生可能エネルギーの利用拡大や導入支援など地球温暖化対策に重要な役割を果たすことが期待されている。

地方自治体が、地域の実情に応じ、裁量をもって各般の対策を柔軟に推進することができる十分な規模の一般財源の確保が図られるよう、国において炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

【地方財政委員会要望書関係項目抜粋】

1 地方税財政について

1 重点要望事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度においても、大幅な地方財源不足が見込まれる。

については、地域経済の回復をはじめ、社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、地域の活性化対策などに的確に対応するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。

その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、その発行を縮減するとともに、償還財源を確保すること。

- (5) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的な確保を図ること。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行うべきではなく、更なる対象の拡充は認められず、現行の特例措置等は、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (6) 令和3年度税制改正により、自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減について、令和3年12月31日まで延長されたが、更なる延長は断じて行わないこと。

また、自動車関係税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

地方一般財源総額の確保

○ 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）抄

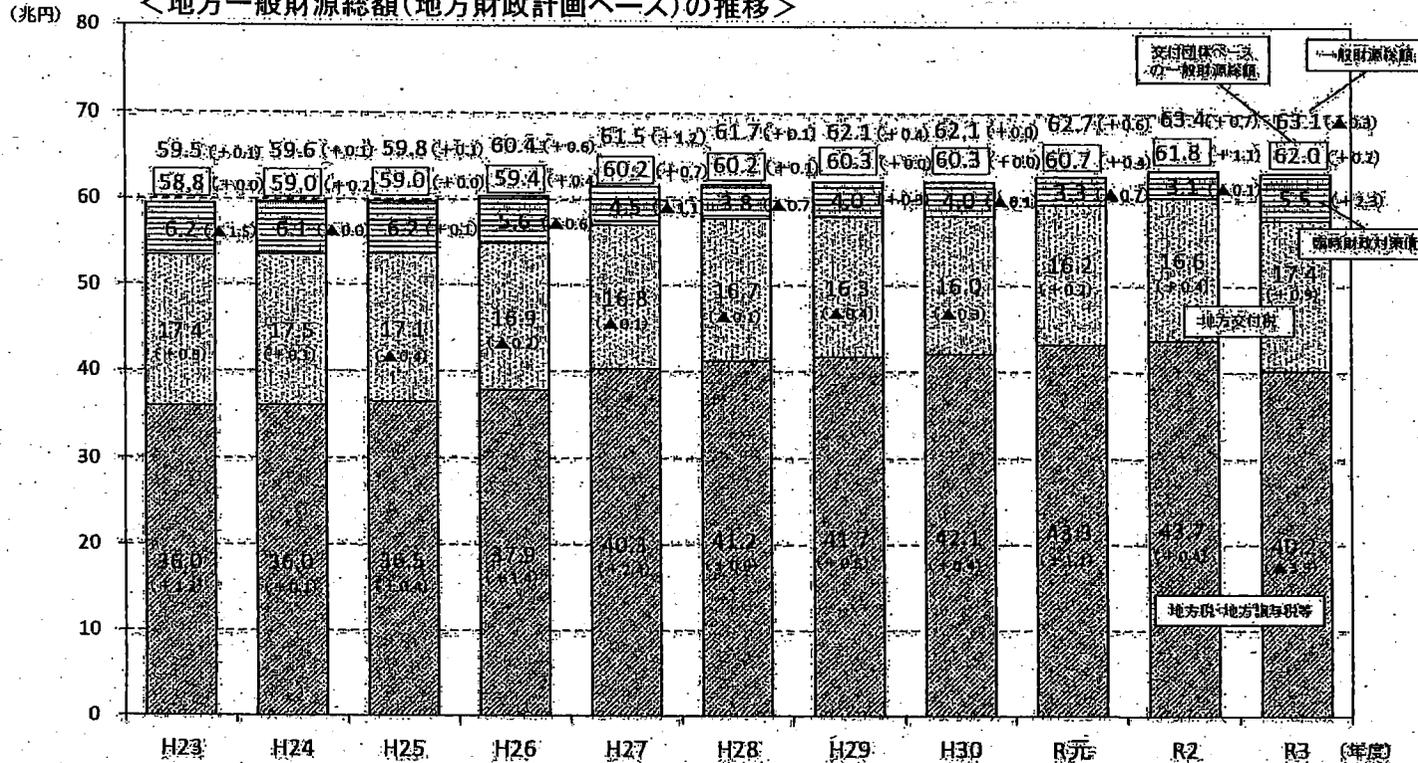
一般財源総額ルール <2022年度～2024年度>

歳出の目安がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、**2022年度から2024年度までの3年間について**、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとし、**以下の目安に沿った予算編成を行う。**

①、②（略）

③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、**交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。**

<地方一般財源総額(地方財政計画ベース)の推移>



※（ ）内の数値は、対前年度増減

※ 平成24年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当額を含んだ額

※ 令和3年度の地方税・地方譲与税等及び一般財源総額は、令和2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

生産性革命の実現に向けた固定資産税に係る特例措置の延長

特例の概要（現行）

特例措置の要件

※ ②及び③の要件を満たすことにより、単純な設備更新は除外される。

- ①認定先端設備等導入計画に基づき中小企業が実施する設備投資
 - ・ 中小企業は商工会等と連携し、先端設備等導入計画を策定
 - ・ 企業の先端設備等導入計画が導入促進基本計画に合致するかを市町村が認定
- ②真に生産性革命を実現するための設備投資
 - ・ 導入により、労働生産性が年平均3%以上向上する設備投資
- ③企業の収益向上に直接つながる設備投資
 - ・ 生産、販売活動等の用に直接供される新たな設備への投資

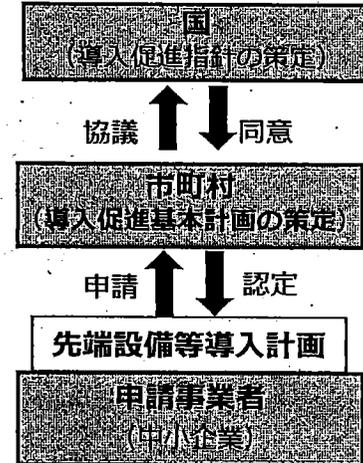
対象資産

※ 中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

機械及び装置、器具及び備品、 工具、建物附属設備	・旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、 精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上 する一定のもの。	平成30年4月1 日以降の取得
事業用家屋	取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等 とともに導入されたもの。	令和2年4月30 日以降の取得
構築物	旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する 一定のもの。	令和2年4月30 日以降の取得

○ 特例率は、3年度分、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合(参酌基準は定めない)とする。

先端設備等導入スキーム



改正の内容

適用期限を2年延長

※ 延長による固定資産税の減収額については、
全額国費で補填

【改正法（案）】※太枠は今回改正部分。網掛けは減収分国費補填の対象部分。

	～R3.3.31	R3.4.1～
機械装置等	附則第15条第41項	附則第15条第41項
事業用家屋、構築物	附則第15条第41項	附則第15条第41項

令和3年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）

令和2年12月10日
自由民主党
公明党

第一 令和2年度税制改正の基本的考え方

1 ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生

(4) 固定資産税

固定資産税は、市町村財政を支える基幹税であり、ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、その税収の安定的な確保が不可欠である。

また、固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、課税標準は適正な時価とされ、地方税法の規定により、3年ごとに評価替えが実施されている。宅地等については、1年前の地価公示価格の7割を目途としつつ、基準年度及び据置年度の下落修正措置も講じられ、地価の動向を評価額に反映させる形で行われてきた。

商業地等については、平成9年度から負担水準の均衡化を進めてきた結果、令和2年度の負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲（据置ゾーン）内にほぼ収斂するに至っている。

近年、大都市を中心に地価が上昇する一方、地方において地価が下落していることを受け、負担水準が据置ゾーン外となる土地が数多く生ずると見込まれており、そうした土地の負担水準を据置ゾーン内に再び収斂させることに取り組むべきである。

現下の商業地の地価の状況を見ると、感染症の影響により、令和2年7月時点では三大都市圏や地方圏の一部では上昇が続いている一方で、全国では5年ぶりに下落に転じた。

このような状況を踏まえ、負担調整措置については、納税者の予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、下落修正措置を含め土地に係る固定資産税の負担調整の仕組みと地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

その上で、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

今後の固定資産税制度については、据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題があり、負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

環境性能割の臨時的軽減の延長

- 感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

対 象

令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容

自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

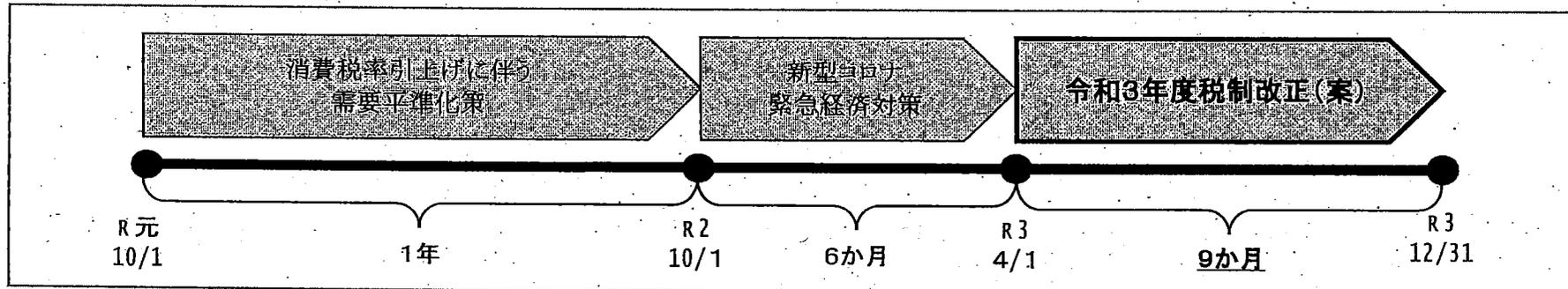
〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

【環境性能割の臨時的軽減の期間】



令和3年3月29日付 市議会モニター：下瀬俊夫

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議会モニターからの意見（3）</p> <p>1. 3月9日の議会運営委員会を傍聴して <申し合わせ事項について></p> <p>2月22日から始まった3月定例議会の一般質問終了後、3月9日に開かれた議会運営委員会で3月2日に提出された陳情書が付議事件とされたとき、それに関して山陽小野田市議会「申し合わせ事項」との関わりで異論が出されましたが、急施を要する議長判断や先例があるとの理由で、そのまま正式議題とされました。「申し合わせ事項」に関しては、その冒頭「議会は、地方自治法をはじめ、委員会条例や会議規則等の法令等を基本として運営されるが、議会運営等の詳細については規定されていない。それらを補完するものとして、法令等に明記されていない事項及び解釈、運用について、山陽小野田市議会が決定し、了承したもの」と規定されています。山陽小野田市議会の「申し合わせ事項」115では、「請願及び陳情等は、原則として定例会に関する議運開催日の前日までに受理したものを当該定例会において処理する」と書かれています。</p> <p>(1) 先例を作ると「申し合わせ事項」は消滅する</p> <p>「申し合わせ事項」とは、山陽小野田市議会の議会運営上の基本ルールとして、全議員が一致して承認・決定し、明文化した約束事です。この「申し合わせ事項」に先例を作ってしまうと、その時点でこの「申し合わせ事項」は消滅してしまい、意味をなさなくなるものだという理解されて、このような対応をされたのでしょうか。</p> <p>(2) 「申し合わせ事項」の変更手続は可能だった</p> <p>「申し合わせ事項」は全員協議会等で全議員の一致した承認があれば、直ちに変更は可能です。なぜ、それをせずに「先例」なるものを持ち出して「申し合わせ事項」を無視する対応をされたのでしょうか。</p> <p>(3) 「先例」の内容を具体的に検討されたのでしょうか</p> <p>もし仮に「先例」なるものがあつたとして、今回の陳情書等の取扱いの内容に即して、「先例」が具体的に検討された結果ではなかったのではありませんか。</p>	<p>申し合わせ事項は効率的な議会運営をするために法令等を補完するもので、市議会が決めたルールとしてそれらに基づき議会活動をしております。</p> <p>その中でも、陳情等については、申し合わせ事項115の中にある「原則として」という言葉を尊重しながら、先例だけにとらわれることなく、その時々議会として事案を的確に処理したほうが、市民の利益になる場合もあると考えます。</p> <p>今後も、市民の立場になって判断してまいります。</p>

(4) 議長が「急施を要する」は通用しない

議長が「急施を要する」と判断すれば「申し合わせ事項」が無視できるなど、とんでもありません。全議員が承認した議会運営上のルールを、まず議長は尊重する義務があるのではありませんか。

(5) 「申し合わせ事項」を廃止し、「規定」にしては

「申し合わせ事項」とは、あくまで議員間の合意事項による紳士協定に過ぎません。12年前、私は改選後の初議会で「私は合意していない」と「申し合わせ事項」に異議を唱えました。また「先例」を理由に勝手に変更が可能な曖昧な「申し合わせ事項」ではなく、一般市民にも議会内ルールとして可視化され、直接変更が求められる議会の内部規定として、明文化したほうがスッキリするのではありませんか。

2. 3月議会を傍聴して

<特別委員会が一般会計予算の審査を行う疑問>

山陽小野田市議会には、現在、幾つかの特別委員会が作られています。特別委員会とは、特定の事件を扱う「特別」な委員会であり、特定事件がなくなれば当然のこととして、役割を終えて消滅する委員会でもあります。

(1) 一般会計予算の審査を、なぜ2つの特別委員会（分科会）が審査

一般会計予算の審査は、一般会計予算決算常任委員会が行いますが、山陽小野田市議会では各常任委員会が分科会として、所管部分の各パートを担当して審査することになります。しかし、「新型コロナウイルス感染症対策特別委員会」と「山口東京理科大学調査特別委員会」は、特別委員会であるにもかかわらず、分科会として一般会計予算の審査を行っています。

本来、常任委員会が受け持つべき一般会計予算の審査を、特定事件を扱う特別委員会の、それも同じ議員が委員長を務める特別委員会が、分科会といえども一般会計予算の審査を行うことの是非について、議論をしていただきたいと思います。

現在の審査方法は以前と比べ充実した審査ができていると考えます。

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>モニター意見及び質問</p> <p>1. 令和2年12月10日の「議員と議会人の違い」等についての質問に対する回答をいただきましたが、小学生を相手に返答しているように思えます。質問の真意を感じ取ることができない議会であるならばモニター制度自体の存在価値があるのかどうかさえ疑問に思えてしまいます。今一度明確にご教授願いたい。</p> <p>2. 令和3年1月26日の「政策討論会の開催」等についての意見について回答をいただきましたが、「どのような方法があるか考えていきます」とは議員の資格が問われる回答だと思っています。「政策立案」に拘ることなく様々な議論がこの山陽小野田市議会が必要であるとの認識がないのでしょうか。明確な回答を求めます。</p> <p>3. 令和3年1月26日の会派についての質問・意見に対する回答をいただきました。ネットで拝見した限りでは会派の理念をホームページに掲載することが決定されたと思っておりますが違うのでしょうか。</p> <p>4. 上記3. が事実であった場合にホームページに会派理念が掲載されるのであれば、いつまでに掲載するかを何故協議されないのでしょうか。</p> <p>5. 今年度6月定例会一般質問で吉永議員が冒頭に副市長の悪口を言っていました。これは一般質問のあり方としてふさわしいのか教えてください。委員会中のことを委員長でもない、いち委員がしかも本会議場の一般質問でする内容とは思えません。</p> <p>6. 上記5. の吉永議員の発言について問題があるとしたら本会議場において（執行部も居ると</p>	<p>広聴特別委員会</p> <p>2. 現実的に22人での討論会は運営が難しく、例えば人数を8人程度にすれば政策討論会が開催されやすいのではないかと考えます。よって実施要綱の変更の必要があると考えます。</p> <p>3と4. 8月10日からホームページに掲載しております。</p> <p>広聴特別委員会</p> <p>広聴特別委員会</p>

<p>いう意味で) 議長からの注意なりあってしかるべきではないか。開かれた議会において、なななあで済ますことは問題があると考えますがいかがでしょうか。市民は見ています。</p> <p>7. 今年度6月議会で代表質問が行われましたが、一般質問との違いがどこにあったのでしょうか。政策理念を共にする会派の特色も見えづらく、最後は議会参与が答弁で一般質問と化していました。代表質問は市長の政策理念、方針、まちづくりの考え等を掘り下げ一般質問につなげていくものだと考えておりますが、何故まともな代表質問が行われないのでしょうか。明確に教えてください。</p>	<p>7. 会派の政策を具体的に明らかにできていないことが理由の一つであると考えます。今まで以上に会派内で議論を重ね理念、政策を明らかにし、その見地から執行機関の識見、見解を求めるべきであると考えます。</p>
---	---

令和3年6月24日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>令和3年6月24日議会運営委員会を見て</p> <p>代表質問についての議論がされていたので意見を申し上げます。 一般質問の時間は70分と制限されています。代表質問は60分と制限されています。 「議会は言論の府」という言葉をよく聞きますが、一定の制限の中で行われているのが現状です。 そのわずかな時間は「言論の府」の機会であり、それが減ることを議会自ら決めることは矛盾ではないかと感じます。 廃止の議論をする時間があれば「代表質問とは何か」について議論されれば良いのではないのでしょうか。 他のモニター意見にありましたように「議会政策討論会」が開催されることもなく日々過ぎてきた状況からもいかがかと考えます。 廃止したことでもしも何もデメリットが発生しなかったとしたらそのこと自体が問題であると捉えるべきではないのでしょうか。 しっかりと議会内での議論を期待しております。</p>	<p>本市議会の人数や一般質問の実施状況等を踏まえ、代表質問の必要性を協議し、方向性を見いだしてまいります。</p>

初議会に関する申し合わせ事項

(初議会の種別)

- 4 一般選挙後の最初の議会（以下「初議会」という。）は、原則として臨時会とする。

(初議会の招集)

- 5 初議会は、地方自治法第101条第2項又は第3項の規定に基づく招集の請求をせず、議会から要請し、市長提出の付議事件をもって招集されるのが例である。

(初議会の開会通知)

- 6 初議会の開会通知は、事務局長名をもって行う。

(初議会までの諸会議)

- 7 初議会までに、次のような会議がもたれるのが例である。

(1) 世話人会

ア 臨時会の運営について

イ 世話人 正副議長、会派代表、年長議員

(2) 全員協議会

ア 臨時会の招集時期及び議会運営について

イ 会派の結成について

ウ 議会人事及びその任期について

エ 議席の指定について

(3) 新人議員研修会

新人議員対象の議会ルールに係る説明会を行う。